

## ごみステーション早朝・夜間啓発指導派遣業務（単価契約） 仕様書

ごみステーション早朝・夜間啓発指導派遣業務（単価契約）は、この仕様書に基づき実施するものとする。

### 1 業務の目的

不適性排出が多い家庭ごみ等(可燃ごみ・不燃ごみ・資源化物)のごみステーションに対し、適正な分別方法や排出方法について啓発・指導していくことを目的とする。

### 2 業務の内容

(1) 派遣労働者は、市の計画に従い、ごみ出しマナー等の悪いステーション等で適正な排出方法を啓発・指導する。その際、市民に対し親切・丁寧な対応を心がけなければならない。なお、啓発・指導は必ず2人で行うものとし、就業場所へ直接出向くものとする。

(2) 派遣労働者は、市民に対して啓発・指導する際、市が貸与する腕章及び帽子を着用しなければならない。

ただし、腕章及び帽子は市が貸与するが、防寒着等作業服は貸与しない。

(3) 派遣労働者は、市民に対し啓発・指導した結果を業務報告書（別途）にまとめ、翌月5日（3月分は末日）までに市に提出しなければならない。また、市が求めた場合場合はその途中経過も市に報告できる準備をしておくこと。

### 3 責任の程度

(1) 権限の範囲：市民に対して適正な排出方法を啓発・指導すること。

(2) トラブル・緊急対応：トラブル・緊急時には市・派遣元と密に連絡を取り、必要に応じ警察・救急等への通報等を行うこと。

(3) 成果への期待・役割：適正な排出方法を啓発・指導することにより、ごみ出しマナー等の悪いステーション等の排出状況の改善を図るもの。

(4) 所定外労働：なし

### 4 就業場所

ごみ出しマナー等の悪いステーション等を啓発・指導するため、岡山市内（建部支所管内を除く）の約12,000箇所のごみステーション及び資源化物ステーション、拠点回収所の内、市、派遣元協議の上、決定した場所とする。（就業場所となるごみステーション等の情報は、就業開始の概ね2週間前までに市が派遣元に対し資料提供を行うものとする。）

### 5 組織単位

環境事業課（環境事業課長）

### 6 就業日、就業時間

令和8年5月1日から令和9年3月31日までの間で、1箇所当たり、6時から10時又は18時から22時の4時間を基本とし、市、派遣元協議の上決定した日時（同日に複数箇所への派遣を含む）とする。

なお、就業時間については、変更できるものとし、予定総時間数は8,160時間以内（4,080時間×2名）とする。

### 7 休日

土曜日（ごみの収集日当日、前日以外）とする。

ただし、年末年始期間（12月29日から翌年1月3日）の土曜日を除く。

## 8 派遣者人数

派遣元は、1箇所当たり2人の従業員を派遣することとし、事前に必ず従事者名簿を市に提出すること。

## 9 派遣労働者の条件

- (1) 無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定する。
- (2) 協定対象派遣労働者に限定しない。

## 10 従事者の配置

派遣元は、派遣業務の内容にしたがい関係法令を遵守し、岡山市の指示のもとに従業員を適正に配置すること。

## 11 労働法上の責任

派遣元は本業務処理にあたる従事者の雇用者及び使用者として、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律、並びに労働関係法令による責任を負うものとする。

## 12 秘密保持等について

派遣元及びその派遣労働者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を遵守するとともに、この業務の実施において知り得た事項については、他に漏えいし、又は他の目的に使用してはならない。なお、契約期間終了後においても同様の義務を負うものとする。

- (1) 派遣元は、その派遣労働者に対し、その派遣の前において、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を実施しなければならない。
- (2) 派遣元は、その派遣労働者に対し、個人情報を不正に取扱った場合の罰則適用（個人情報保護法第176条及び第180条）について、周知しなければならない。
- (3) 派遣元は、その派遣労働者に対し、個人情報の漏えい等の事故が派生したとき又は個人情報の取扱いに関する疑義若しくは問題が起きたときは、軽重を問わず直ちに派遣先及び派遣元に報告するよう、徹底させなければならない。

## 13 その他

- (1) 派遣元は、その派遣労働者に対し、指導教育を責任をもって行うこと。
- (2) 派遣元は、市民に対して適正な排出方法を啓発・指導できる者を派遣すること。
- (3) 派遣労働者の交通費及び駐車料金は、派遣元において負担すること。
- (4) 派遣労働者は、業務報告書を作成し、岡山市の確認を受けるものとする。
- (5) 岡山市は、派遣労働者に対して疑義が生じた場合、派遣元に協議を求めることができるものとする。

## 14 連絡先

岡山市環境局環境部環境事業課 事業係 担当 三谷

直通電話 (086) 803-1298

ファクシミリ (086) 803-1876